

訴 状

令和5年（2023年）9月1日

長崎地方裁判所 御中

原告ら8名訴訟代理人

弁護士（主任） 水 野 泰 孝



同 伊 藤 祥 治



同 加 藤 由 利 子



当事者の表示 後掲別紙「当事者目録」のとおり

住民訴訟事件

訴訟物の価額 160万0000円

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告は、石田信明に対し、金5994万5645円、及び、これに対する令和5年5月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
 - 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

目次

第1	事案の概要	4
第2	当事者	4
1	原告ら8名	4
2	被告	4
3	石田信明	4
4	五島産業汽船株式会社	4
5	九州商船株式会社	5
第3	基本的な事実経緯	5
1	五島産業汽船株式会社の設立及び事業の譲受けなど	5
2	「びっぐあーす」について	6
3	「びっぐあーす」に係る指定管理者の指定	6
4	五島産業汽船の事業の状況	6
5	裸傭船契約の変更契約の締結及び支出	7
6	一連の経緯の背景事情：衆議院議員谷川弥一の関与	10
第4	令和2年になされた定期検査費用の負担をめぐる問題	11
1	新上五島町による定期検査費用の負担	11
2	先行支出をめぐる争い	13

第5	競合する事業者について	15
1	航路の競合（現状）	15
2	航路の競合が生じた経緯等	17
第6	本件支出及び本件変更契約の締結はいずれも指定管理者制度の趣旨及び要件に反するものであり違法である	18
1	指定管理者制度とは	18
2	指定の要件等	18
3	違法性①：指定管理者に対して委託業務に関して補助金を支給すること自体、違法であること	19
4	違法性②：本件支出は指定管理者制度の要件を満たさず違法であること	20
5	予算に係る議会の議決に関して	23
6	本件変更契約は指定管理者制度の要件を満たさず違法であること	23
第7	本件支出は地方自治法232条の2など財務規律に関する定めに反する違法なものである	23
1	本件支出は地方自治法232条の2に反すること	23
2	本件支出は、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項及び8条にも反すること	27
第8	本件支出及び本件変更契約は平等原則に反する違法なものである	28
1	行政は競合事業者を平等に取り扱う必要があること	28
2	本件支出及び本件変更契約は平等原則に反すること	28
第9	被告は石田信明に対し損害賠償請求を行う必要があること	30
第10	住民監査請求とその結果	30
第11	さいごに	30

第1 事案の概要

本件は、長崎県松浦郡新上五島町長である石田信明が指定管理者制度の趣旨及び要件に反する多額の支出をなしたことについて、執行機関である新上五島町長が石田信明に対して損害賠償請求を行うよう求める住民訴訟（いわゆる4号訴訟）である。

第2 当事者

1 原告ら8名

- (1) 原告ら8名はいずれも、長崎県松浦郡新上五島町内に住所を有する「住民」（地方自治法（昭和22年法律第67号）242条の2第1項）である。
- (2) 原告ら8名はいずれも、本訴訟を提起する前提として、適法な住民監査請求を経ている（後記第10参照）。

2 被告

被告は、普通地方公共団体である新上五島町の町長であり、同町の「執行機関」（地方自治法242条の2第1項第4号）にあたる。

3 石田信明

石田信明は、令和2年8月9日執行の選挙において町長に当選し、本件の争いの対象である財務会計行為（後述する「本件支出」）を行った者である。

4 五島産業汽船株式会社

本件の争いの対象である財務会計行為（「本件支出」）の支払先である。
詳しくは、後記第3にて説明する。

5 九州商船株式会社

新上五島町と長崎をつなぐ直接航路において、五島産業汽船株式会社と競合する事業者である。

詳しくは、後記第5にて説明する。

第3 基本的な事実経緯

1 五島産業汽船株式会社の設立及び事業の譲受けなど

- (1) 五島産業汽船株式会社（本店所在地：長崎県南松浦郡新上五島町鯛ノ浦郷209番地／代表取締役：藤原圭介。以下「五島産業汽船」という。）は、平成30年10月10日付けにて、「海上運送事業及びその代理業」等を目的として設立された株式会社である（甲1）。
- (2) 五島産業汽船の「前身」である株式会社五島産業汽船（本店所在地：長崎県南松浦郡新上五島町有川郷字中筋578番地10。以下「旧五島産業汽船」という。）は、平成2年5月28日付けにて、「海上運送事業及びその代理業等」を目的として設立された株式会社である（甲2）。

旧五島産業汽船は、その杜撰な経営により、遅くとも平成30年には経営破綻した。

旧五島産業汽船の関係者は、その事業を引き継がせるため、上記(1)の五島産業汽船を設立した上で、旧五島産業汽船が海上運送法（昭和24年法律第187号）の定める一般旅客定期航路事業（同法2条5項参照）として就航させていた「鯛ノ浦～長崎航路」を五島産業汽船に対して事業譲渡することにした。

- (3) 国土交通省九州運輸局は、上記(2)の事業譲渡につき、平成30年10月18日付けにて、海上運送法18条1項に基づく認可をした（国土交通大臣から九州運輸局への職権の委任につき、同法45条の4第1項、同法施行令4条1項1号）。
- (4) 長崎地方裁判所は、平成30年11月13日付けにて、旧五島産業汽船につき破産手続開始決定をなした（甲2）。

2 「びっぐあーす」について

- (1) 旧五島産業汽船は、平成22年2月10日当時、下記の船舶「びっぐあーす」
(以下、単に「びっぐあーす」という。甲3)を所有していた。

記

(積量) 総トン数293トン

(最大搭載人員) 305人

(進水年月日) 平成7年6月

- (2) 新上五島町は、平成22年2月10日付けにて、旧五島産業汽船より、「びっぐあーす」を、5億7300万円で購入した(甲3)。

3 「びっぐあーす」に係る指定管理者の指定

- (1) 新上五島町は、平成22年2月17日付けにて、「びっぐあーす」を「鯛ノ浦～長崎航路」に就航させることについて、地方自治法244条の2第3項に基づき、指定の期間を平成22年2月18日から平成32年2月17日までと定めて、旧五島産業汽船を指定管理者として指定した(甲4)。

上記指定に際し、公募は行われていない。

- (2) 前記1・(2)及び(3)のとおり、旧五島産業汽船は五島産業汽船に対して「鯛ノ浦～長崎航路」の事業譲渡を行い、国土交通省九州運輸局は平成30年10月18日付けにてこれを認可した。
- (3) 新上五島町は、平成30年11月2日付けにて、「びっぐあーす」を「鯛ノ浦～長崎航路」に就航させることについて、指定の期間を平成30年11月3日から平成35年11月2日までと定めて、五島産業汽船を指定管理者として指定した(以下「本件指定」という。甲5)。

4 五島産業汽船の事業の状況

- (1) 五島産業汽船の事業の状況は、五島産業汽船が新上五島町に提出する「事業

報告書」(地方自治法 242 条の 2 第 7 項) のとおりである(第 1 期:平成 30 年 10 月 10 日から令和元年 9 月 30 日につき甲 6、第 2 期:令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日につき甲 7、第 3 期:令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日につき甲 8、第 4 期:令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日につき甲 9)。

五島産業汽船の営業利益でいえば、第 1 期は 1 億 5 千 6 百 0 万円のマイナス(甲 6・8 頁の損益計算書)、第 2 期は 1 億 4 千 5 百 8 千 4 万円のマイナス(甲 7・8 頁の損益計算書)、第 3 期は 2 億 5 千 2 百 5 万円のマイナス(甲 8・10 頁の損益計算書)、第 4 期は 1 億 7 千 8 百 8 千 6 万円のマイナス(甲 9・10 頁の損益計算書)となっており、恒常的に赤字である(なお、当期純利益で見たときは、第 4 期のみプラスとなっているが、これは営業外収益として 1 億 9 千 1 百 0 万円のコロナ対策補助金が入ったことによる。)

- (2) 五島産業汽船の第 5 期(令和 4 年度)の事業計画については、五島産業汽船が新上五島町に提出する「事業計画書」のとおりである(甲 10)。

営業利益及び当期純利益いずれについても、従前と変わらず、マイナスが見込まれている(特に甲 10・11 頁の航路損益見込計算書参照)。

- (3) 上記のとおり、五島産業汽船の事業はそれ自体として見たときに、事業として成り立つような収支では全くない。

5 裸傭船契約の変更契約の締結及び支出

- (1) 新上五島町は、指定管理者の指定をなすにあたって必要となる地方自治法 244 条の 2 第 3 項にいうところの条例として、「新上五島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成 16 年条例第 18 号。最終改正平成 21 年。甲 11。以下「本件条例」という。)を定める。
- (2) 新上五島町と五島産業汽船は、本件指定にあわせて、いずれも平成 30 年 1 月 2 日付けにて、協定書(甲 12。同協定書による協定をもって、以下「本件協定」という。)及び裸傭船契約書(甲 13。同契約書による契約をもって、

以下「本件契約」という。)をそれぞれ取り交わした。

- (3) 本件協定6条1項は、管理業務に要する費用は「特別の定め」がある場合を除き五島産業汽船の負担とし、同社は利用料金その他の収入をもって当該費用にあてるものとする。また、同条2項は、五島産業汽船に対し、「びっぐあーす」の使用料を免除する。

つまるところ、これらが新上五島町から五島産業汽船に対する事業の委託の対価にあたる。

- (4) 本件契約8条は、「びっぐあーす」に係る「定期検査、中間検査及び臨時検査、修繕、運航及び船員に関する諸費用その他本船使用並びに保守保全に必要な一切の費用定期検査等の法定検査費用、その他費用」(以下「法定検査費用等」という。)の負担について、下記のとおり定める。「びっぐあーす」に係る法定検査費用等は、すべて五島産業汽船が負担するとの内容である。

記

「(修繕、検査及び諸費用)

第8条 備船者(注:五島産業汽船)は、本契約期間中における本船(注:「びっぐあーす」)の定期検査、中間検査及び臨時検査(以下「法定検査」という)、修繕、運航及び船員に関する諸費用その他本船使用並びに保守保全に必要な一切の費用を負担しなければならない。

2. 前項の諸業務に要した時間は、本契約期間に参入する。

3. 備船者は、本契約期間中に期日が到来する本船の法定検査を受ける義務があり、法定検査の期日を本契約期間満了後に延期した場合においても、備船者が契約期間中行うはずであった法定検査の費用を負担するものとする。検査の結果修繕が必要となったときは、備船者は指定の修繕を行い、その費用を負担するものとする。

4. 法定検査並びに工事施工の場合には、場所、期日及び方法等につき、あらかじめ備船者より船主(注:新上五島町)に通知するものとする。」

- (5) 新上五島町は、令和4年12月、五島産業汽船に対し、上記(4)の本件契約8

条の定めを下記のとおり変更することを提案し、五島産業汽船は同月 22 日付けにてこれを承諾し、もって同条の定めが変更された（承諾書につき甲 14、新旧対照表につき甲 15、変更に係る説明文書につき甲 16。この変更の合意をもって、以下「本件変更契約」という。）。本件変更契約の定めは、本件協定 6 条 1 項にいう「特別の定め」に位置付けられるようである。

記

「(修繕、検査及び諸費用)

第 8 条 傭船者（注：五島産業汽船）は、本船（注：「びっぐあーす」）の運航及び船員に関する諸費用その他本船使用並びに保守保全に必要な一切の費用（次項に規定する検査修繕費用を除く。）を負担しなければならない。

2. 傭船期間中における定期検査、中間検査及び臨時検査（以下「法定検査」という。）並びに検査の結果必要となった修繕に係る費用（以下「検査修繕費用」という。）は、傭船者の負担とする。ただし、船主（注：新上五島町）は、次の各号に定める場合（傭船者が借入れをし、又は出資を受けることなく検査修繕費用の全部を負担することができる場合を除く。）であって、航路維持と本船保全のために必要があると認めるときには、当該各号に定める金額を負担するものとする。

(1) 傭船者が国又は県等の支援制度（以下「支援制度」という。）を利用することができない場合 検査修繕費用の全額又は検査修繕費用から傭船者が負担することができる金額を控除することによって得られる金額

(2) 検査修繕費用が支援制度によって傭船者に支払われる金額を上回る場合 検査修繕費用から支援制度によって傭船者に支払われる金額及び傭船者が負担することができる金額を控除することによって得られる金額

3. 前項各号の傭船者が負担することができる金額については、船主及び傭船者が誠実に協議して定める。

4. 第 2 項ただし書の規定により船主が検査修繕費用を負担する場合、傭船者は、法定検査への立ち合いその他船主が求める必要な業務を遂行しなければならない。

5. 傭船者は、傭船期間中に期日が到来する本船の法定検査を受ける義務があり、法定検査の期日を傭船期間満了後に延期した場合でも、第1項及び第2項に規定する各費用を負担するものとする。なお、この場合において、第2項ただし書の規定に基づいて、船主が検査修繕費用を負担することを妨げない。
6. 法定検査を受ける場合又は検査の結果必要となった修繕を実施する場合には、場所、期日及び方法等につき、あらかじめ傭船者より船主に通知するものとする。」

(6) 新上五島町は、令和5年3月ないし同年4月、本件契約8条の定めるところに従い、「離島航路安定化負担金」として、「びっぐあーす」の特別第一種中間検査の費用及び同検査の結果必要となった修繕に係る費用のうち5994万5645円を支出した（本件の争いの対象である財務会計上の行為である。以下「本件支出」という。なお、五島産業汽船には、本件支出とは別に、本件支出と同額が「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」として支給されている。

甲3。予算に係る議決に関し、甲17も参照）。

6 一連の経緯の背景事情：衆議院議員谷川弥一の関与

- (1) 本件に係る一連の経緯を正しく理解するには、衆議院議員谷川弥一（以下「谷川議員」という。）の関与を指摘しておく必要がある。

すなわち、谷川議員は、長崎県五島市出身の政治家であり、平成15年11月以降、現在まで、衆議院議員の地位にあるところ（現在、7期目）、谷川議員は五島産業汽船の設立について中心的立場で関与し、その経営にも関わっている。前述した平成22年2月新上五島町が旧五島産業汽船から「びっぐあーす」を購入したこと及びその指定管理者として同社を指定したこと、後述する平成26年2月新上五島町が同社から「びっぐあーす2号」を購入したこと及びその指定管理者として同社を指定したこと、並びに、新上五島町による先行支出及び本件の争いの対象である本件支出等、ありとあらゆる手段を用いて新上五島町が旧五島産業汽船及び五島産業汽船を支援しようとするものの背景事情として、谷川議員の関与がある。

谷川議員と旧五島産業汽船ないし五島産業汽船との政治的な「癒着」については、これまでも繰り返し指摘や報道がなされているところである(たとえば、平成30年12月19日付け朝日新聞の記事として甲18)。

新上五島町としても、谷川議員への配慮から、その政策を見直すことができない立場にあり、自治体としての自浄作用が働かない状況にある。

- (2) 有力な政治家が関与する会社には補助金をはじめとする公金を支出し、後述する競合する他の会社には補助等を行わないことは、不公平・不正義でもある。

新上五島町が本件変更契約のスキームを検討するにあたっては、五島産業汽船からの要望を受け、新上五島町と五島産業汽船の間で繰り返し打ち合わせが行われたと考えられる。他方、競合事業者である九州商船株式会社に対しては、突如として、本件変更契約に係る変更案が示されたものであり、新上五島町と九州商船株式会社の間で事前折衝は一切行われていない。このような不公平な取扱いにも、新上五島町と谷川議員及び五島産業汽船の癒着した関係が現れているといえる。

第4 令和2年になされた定期検査費用の負担をめぐる問題

1 新上五島町による定期検査費用の負担

- (1) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）10条1項は、同法9条1項の定めるところにより定期検査に合格した際に発行される船舶検査証書の有効期間を5年間と定める。つまり、船舶は、5年に一度、定期検査を受けなければならない。

また、船舶は、定期検査と定期検査の間において、国土交通省令の定めるところにより、毎年、中間検査を受けなければならない。旅客船については、毎年、第一種中間検査（船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令41号）18条1項の定める検査）を受けなければならない（同条2項の区分における「三」参照）。「第一種中間検査」のうち、「機関、電気、救命設備、海上運転等の強化された検査」として「機関及び設備等毎にそれぞれ定期検査後2回目又は3回

目のいずれかの時期に行われる」ものを「特別第一種中間検査(略称:特一中)」という(甲19)。

- (2) 「びっぐあーす」は、令和元年11月3日から令和2年2月3日の間に、5年に1回の定期検査を受検する必要があった。

前記第3・5・(4)のとおり、「びっぐあーす」の定期検査費用等はすべて五島産業汽船が負担することとされていたが(本件契約8条)、五島産業汽船においてこの費用を捻出することができない経営状況であった。

- (3) 新上五島町の議会は、「びっぐあーす」の定期検査費用等を五島産業汽船に代わって負担するための予算措置として、令和元年12月13日開催の第4回定例会において、「公設民営船舶に係る離島航路安定化負担金」として1億7000万円が計上された「令和元年度新上五島町一般会計補正予算」につき、全会一致で可決した。

上記可決に先立ち、新上五島町長(当時:江上悦生)は、「今回に限ってはですね。」などとして、この対応は、あくまで今回の定期検査費用等に限定したものである旨を強調して説明していた(以上、甲20)。

- (4) 新上五島町は、上記(3)の一般会計補正予算の可決を受け、令和2年1月14日付けにて、五島産業汽船との間で、下記の内容の「公設民営船舶に係る離島航路安定化負担金覚書」(甲21。以下「本件覚書」という。)を取り交わした。

記

(定期検査費用の負担)

第1条 鯛ノ浦・長崎航路高速船の管理運営に関する協定書(注:資料12の協定書)第4及び第6条第1項並びに裸備船契約書(注:資料11の契約書)第8条第1項の規定については、令和元年度に実施する定期検査に限り、その費用を「公設民営船舶に係る離島航路安定化負担金」として甲(注:新上五島町)が負担するものとする。

(定期検査費用の支払い)

第2条 甲は、乙(注:五島産業汽船)からの請求により、乙が指定する定期検

査を実施した事業者の口座に直接振り込むものとする。

2 乙は、甲に請求する際、定期検査を実施した事業者からの請求書及び定期検査に要した費用を証明する書類を添付するものとする。

(住民への還元)

第3条 乙は、地方交付税措置額を除く甲の負担額について、甲及び関係機関と協議のうえ、運賃割引など住民への還元に努めるものとする。

(協議解決)

第4条 本覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

(5) 新上五島町は、本件覚書の定めるところにより、令和2年4月3日、「びっぐあーす」の定期検査費用について、定期検査を実施した熊本ドック株式会社に対して直接支払う方法にて、1億6998万5728円を支払った（以下「先行支出」という。）。)

2 先行支出をめぐる争い

(1) 原告上五島運輸株式会社（以下「原告上五島運輸」という。）は、住民監査請求を経て、令和2年2月25日付けにて、先行支出は地方自治法232条の2にいう「補助」（補助金）にあたるところ、先行支出は同条が要求する公益上の必要性を満たさない違法な財務会計上の行為であるなどとして、同法242条の2第1項第4号の定めるいわゆる4号訴訟として、住民訴訟を提起した（この訴訟においては、原告上五島運輸のほか、後述する九州商船株式会社も原告となっている。）。)

(2) 長崎地方裁判所は、(被告である新上五島町長石田信明の主張を認めず) 先行支出は補助金に該当すると判断したものの、「被告町（注：新上五島町）は、新五島産業汽船（注：五島産業汽船）を指定管理者としたまま、令和元年度実施分に限って、本件船舶1（注：「びっぐあーす」）の定期検査費用を負担することを選択している。」（33頁16行目から同頁18行目）、「上記選択をとるに

当たり、被告町は、令和元年度の本件定期検査分の費用に限った上で、被告町による財源の負担を回避し、また、新五島産業汽船に対する無償の援助とならないように、地方交付税措置の対象とするとともに、その対象とならない被告町負担分について町民に還元する施策を実施しているのであって」などと先行支出が令和元年度に実施される定期検査費用に限定されていることを強調して、先行支出が公益上の必要性を満たさないものとはしなかった（長崎地判令和3年3月16日（令和2年（行ウ）第3号、令和2年（ワ）第106号）。甲22）。

また、この判決は、原告上五島運輸が平等原則違反ゆえに「公益性」が失われる旨を主張したことに対し、最高裁判所の判例を引用して差別（ないし差異）の存在を認めつつ（甲22・31頁）、取扱いの違いについて合理性があると判断した。

- (3) 上記(2)の判決に対して、原告上五島運輸（及び九州商船株式会社）は控訴をしたところ、福岡高等裁判所も、「新五島産業汽船による本件船舶1の運航実績も考慮して、指定管理者として同社を維持し、本件定期検査費用に限り被控訴人町（注：新上五島町）が負担するとともに（カッコ内、略）、運賃割引などを通じて、先行支出により新五島産業汽船が享受する利益を住民に還元させることとした被控訴人町の判断は、経費を必要最小限度にするという法律上の要請があることを考慮しても、不合理なものということとはできない。」（17頁21行目から18頁1行目）などと先行支出が令和元年度に実施される定期検査費用に限定されていることを強調して、先行支出は不合理なものということとはできないとした（福岡高判令和3年9月29日（令和3年（行コ）第13号）。甲23）。

この判決は、原告上五島運輸が第一審より一貫して主張している差別の存在について、新上五島町から差別（ないし差異）は存在しないとの主張がなされていないにもかかわらず、第一審判決と異なり、論理的前提になる差別（ないし差異）の存在について言及すらしなかった。また、この判決は、「本件支出は、補助を申請した2社のうち1社のみに補助金を交付した事例と異なり、一般的

な補助制度がない状況下で、新五島産業汽船が本件定期検査費用を支払うことができないという個別の事情に対応したものであるから、そのことから直ちに、控訴人九州商船が長崎航路において運航するシープリンセス及びシーエンジェルに対しては一切の補助をしないと趣旨あるいは判断を含むものとは解されないし、控訴人九州商船において、上記2隻の定期検査費用について、被控訴人町に対して補助を要請していたという事情も見受けられない。そうすると、そもそも、本件支出は、新五島産業汽船と控訴人九州商船を、補助金交付の点で別異に取り扱ったものではないともいい得るところである。」(15頁2行目から11行目)と判断した。これらは事実誤認であるし、その内容以前に弁論主義違反の判断でもある。

- (4) 上記(3)の判決に対し、原告上五島運輸(及び九州商船株式会社)は、上告の提起及び上告受理の申立てを行ったものの、最高裁判所は、令和4年3月22日付けにて、上告を棄却し、上告受理の申立ては受理しないとの決定をなした。
- (5) 上述の経緯を経て、先行支出をめぐる訴訟が確定するや、新上五島町は、「今回限り」といった前言を翻して、本件変更契約の締結を進めた。

第5 競合する事業者について

1 航路の競合(現状)

- (1) 現在、新上五島町と長崎をつなぐ直接航路は、五島産業汽船と九州商船株式会社(本店所在地:長崎県長崎市元船町16番12号/代表取締役美根晴幸。甲24。以下「九州商船」という。)の二社による競合状態にある。
- (2) 五島産業汽船は、前述のとおり、「鯛ノ浦～長崎航路」において、指定管理者の立場にて、「びっぐあーす」を就航させている。

また、五島産業汽船は、「鯛ノ浦～長崎航路」において、同社が所有する船舶「Vアイランド」(旧名称:ありかわ8号。58トン・旅客定員79名)を就航させている(甲10参照)。

- (3)ア 九州商船は、有川～佐世保間において、船舶「びっぐあーす2号」(296

トン・旅客定員300名。甲25。以下、単に「びっぐあーす2号」という。)を就航させている。

この経緯に関して、若干補足する。

「びっぐあーす2号」は、「びっぐあーす」と同じく、もともとは旧五島産業汽船が所有していた。新上五島町は、同社より平成26年2月28日付けにて「びっぐあーす2号」を8億7000万円にて購入するとともに(甲25)、「鯛ノ浦～長崎航路」に就航させることについて同月26日付けにて指定の期間を「同年3月1日から平成42年2月17日まで」と定めて、旧五島産業汽船を指定管理者として指定した(甲26)。

前述のとおり、旧五島産業汽船は、長崎地方裁判所より平成30年11月13日付け破産手続開始決定を受けることになるが、その際、新上五島町長(当時：江上悦生)は九州商船に対し、「びっぐあーす2号」について指定管理者として管理して欲しいなどと頼み込んだ。これを受け、九州商船は指定管理者としての指定の申請を行い、新上五島町は、平成30年11月26日付けにて、指定の期間を平成30年12月1日から平成35年11月30日と定めて、九州商船を指定管理者として指定した(甲27)。

なお、新上五島町が九州商船を指定管理者として指定する際の裸傭船契約等の内容と、同町が五島産業汽船を指定管理者として指定する際の裸傭船契約等の内容は、もともとはほぼ同じであった。

九州商船は、新上五島町による一連の不公平・不正義な対応を問題視し、上記指定期間の満了をもって「びっぐあーす2号」を返船することとした。現在、返船にあたっての協議等が行われている。

イ また、九州商船は、「長崎～有川航路」において、船舶「シープリンセス」(123トン旅客定員140名)及び船舶「シーエンジェル」(122トン・旅客定員140名)をそれぞれ就航させている。両船舶いずれについても、九州商船が所有する。

ウ その他の航路等を含め、九州商船が運営する航路の状況及び同社の船舶の

所有状況については、「航路図」（甲 2 8）及び「所有船舶」（甲 2 9）のとおりである。

また、令和 2 年 4 月から令和 4 年 1 2 月に掛けての競合航路（五島産業汽船による「鯛ノ浦～長崎航路」と九州商船による「長崎～有川航路」）のシェア率の推移は甲 3 0 のとおりである。九州商船のシェア率は 5 0 % を超えており、同社が用意する航路が五島産業汽船の用意する航路よりもより高い割合にて利用されていることが分かる。

2 航路の競合が生じた経緯等

- (1) 前記 1 の競合状態が生じた時期は、平成 2 7 年 1 0 月 1 0 日からである。

この経緯についても、若干補足する。

旧五島産業汽船は、平成 2 7 年 4 月、九州商船が既に開設していた「佐世保～上五島航路」と同じ航路を開設した。この結果、同航路は、唯一かつ赤字の航路でなくなり、国及び県の離島航路運営費等補助は出なくなった（下記(2)参照）。当時、九州商船は、毎年約 3 億円の補助金を取得していたが、旧五島産業汽船の参入により、この補助金を失った。

九州商船は、旧五島産業汽船が上記航路を開設したことを受け、平成 2 7 年 1 0 月 1 0 日、旧五島産業汽船による敵対行為に対抗するため、同社が既に開設していた「鯛ノ浦～長崎航路」と競合する「長崎～有川航路」を開設した。

つまるところ、五島産業汽船の「前身」である旧五島産業汽船が九州商船に「仕掛けた」結果、現在の競合状態が生まれたという経緯がある。

- (2) いわゆる離島航路は、離島に暮らす住民にとって、日常生活における移動や生活必需品等の輸送のために不可欠の交通手段であり、その確保・維持に係る地域の取組みを支援するため、国土交通省は、地域公共交通確保維持事業（離島航路：離島航路運営費等補助）を実施している。

この事業においては、唯一かつ赤字の航路につき、欠損見込額全体に対する補助補足率を 2 分の 1 とする離島航路運営費等補助がなされる（甲 3 1）。換言

すれば、競合事業者が存在する航路については、離島航路運営費等補助はなされない。いわゆる離島航路においては、航路の競合を生じさせることは、基本的に期待されていないということである。需要が限定されるという離島航路の特質上、競合を生じさせることは、特段の事情のない限り事業の赤字化を不可避免的に招くことになり、このことは本来的に好ましいことではないためである。この離島航路の特性は、本件において重要な意味をもつ。

第6 本件支出及び本件変更契約の締結はいずれも指定管理者制度の趣旨及び要件に反するものであり違法である

1 指定管理者制度とは

- (1) 指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的」として、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、従来の管理委託制度に代わって創設されたものである（甲32）。
- (2) 指定管理者としての指定については、講学上の処分にあたるものと解されている（たとえば、塩野宏『行政法Ⅲ（第5版）』250頁（有斐閣、2021年））。
- (3) 令和3年4月1日時点において、日本全国において指定管理者制度が導入されている施設数は7万7537である（甲33）。

2 指定の要件等

- (1) 地方自治法244条の2第3項は、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」として、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」との要件のもと、条例の定めると

ころにより、指定管理者として指定できる旨を定める（当該条例において定められる要件も、指定管理者としての指定の要件となる。）。

上記「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」との要件の充足の判断にあたっては、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、①住民サービスが向上するといえるか、②経費の削減がなされるといえるかが主たる要素になる。

(2)ア 前述のとおり、新上五島町は、地方自治法244条の2第3項にいうところの条例として、本件条例（甲11）を定める。

イ 本件条例4条は、新上五島町が団体等を選定し指定するにあたっての基準として下記の4点を挙げた上で、これらの基準を「総合的に審査」するものとする。

記

- (ア) 事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること
- (イ) 事業計画の内容が当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること
- (ウ) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体等であること
- (エ) 申請のあった公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有する団体等であること

ウ 上記イの4つの基準のうち、(ア)については上記(1)①（住民サービスが向上するといえるか）に相当する基準、(イ)については同②（経費の削減がなされるといえるか）に相当する基準、(ウ)及び(エ)についてはこれら両要素の前提となる指定管理者として業務を遂行するための基準として整理することができる。

3 違法性①：指定管理者に対して委託業務に関して補助金を支給すること自体、

違法であること

そもそも、指定管理者に対して指定管理を委託している業務に関して補助金を支給すること自体、指定管理者制度の趣旨に反する公金の支出であり、違法である。指定管理は、自治体が一定の委託料（対価）を支払って一定の業務を委託するものであり、この業務に関して補助金を支給することは、本来的に制度として相容れないものである。指定管理者制度においては、仮に委託費の増額が必要であれば、然るべき手続に則って委託費の増額という手続きを取ることが当然に想定されている。指定管理者に対し委託業務に関して補助金を支給することは許されない旨を明示的に述べるものとして、森幸二『指定管理者制度の実務』（2019年、株式会社ぎょうせい）233頁以下（甲34）参照。

後述のとおり本件支出は補助金に該当するものであるし、仮に形式的には補助金に該当しないとしても、実体としては補助金とほぼ同様の公金の支出なのであるから同様の規律が働く局面であって、本件支出はこのことのみをもってして違法であるといえる。

4 違法性②：本件支出は指定管理者制度の要件を満たさず違法であること

- (1) 仮に、指定管理者に対し委託業務に関して補助金を支給すること自体が直ちに違法にはならないとしても、本件支出をめぐる諸般の事情に鑑みれば、本件支出は指定管理者制度の要件を満たさず違法である。

すなわち、前記2で述べたとおり、普通地方公共団体が団体等を指定管理者として指定するにあたっては、①住民サービスが向上するといえるか、②経費の削減がなされるといえるかを主たる要素として、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」との要件を充足する必要がある。

本件支出は、指定管理者としての指定の局面ではなく、指定管理者に対する公金の支出が問題となる局面ではあるが、本件支出が指定管理者制度の要件を満たさないにもかかわらずなされたものであれば違法の評価を免れない。

- (2) まず、本件支出により、住民サービスが向上するとはいえないことについて説明する（①、本件条例第4条ア）。

本件支出は五島産業汽船の事業を維持するために行ったものであるといえるが、本件支出がなされても、新五島産業汽船の倒産を防止し従前の運航を継続させるのみであって、運航上のサービスの内容が変わるものではない。つまり、そもそも本件支出によりサービスが向上するという関係にはない。

また、仮に五島産業汽船の事業が維持されなかったとしても、新上五島町と長崎間には競合事業者である九州商船の航路が存在する以上住民サービスが低下するものでもないのであって、この意味においても、本件支出によりサービスが向上することにはならない。

五島産業汽船の指定管理者としての指定の期間の終期は「平成35年（注：令和5年）11月2日」であるところ、令和5年になってから新上五島町においてあえて多額の負担をする必要性・合理性も見出せない（残りわずかな期間において五島産業汽船の事業を維持させる必要性・合理性はほぼ存在しない。）。新上五島町は、五島産業汽船の指定管理者としての指定を「更新」としてしか考えられないが、そもそも同社が改めて指定を受けるにあたっての要件を充足しているとは到底いえない。仮に指定が「更新」とすれば、新上五島町と五島産業汽船間の協定及び裸傭船契約は本件協定及び本件契約（本件変更契約後のもの）に準じる内容になると想定されるところ、問題はより甚大化・深刻化することになる。

なお、本件支出について、町民への還元措置が行われているものでもない。

住民サービスの向上の観点から、本件支出を正当化することはできない。

- (3) 次に、本件支出により、経費の削減がなされるとはいえないことについて説明する（②、本件条例第4条イ）。

いわずもがな、本件支出により、新上五島町において経費の削減が図られるという関係には全くない。あえていえば、「びっぐあーす」を就航させ続けることで、これを廃棄するための費用を免れるということは抽象論としてはいい得

るが、少なくとも現時点において「びっぐあーす」はむしろ十分な金額にて売却することができる。今後、「びっぐあーす」の老朽化は進み、売却価格が低下していくことは確実であるが、その間、年間一億円近いと見込まれる負担を新上五島町が負担し続けることは、経費の節減どころか、さらなる経費の増加でしかない。

また、繰り返しになるが、新上五島町と長崎間には、競合事業者である九州商船が複数の航路を用意しており、そのシェア率は50%を優に超えている。前述のとおり、離島航路事業においては、競合事業となることが基本的に期待されていないところでもある。そうである以上、そもそも新上五島町において「びっぐあーす」を維持する必要はないといわざるを得ない。

「びっぐあーす」の定期検査費用等を新上五島町が負担することは、いかなる意味においても経費の削減にはならず、むしろ毎年一億円近い巨額の経費の無駄遣いでしかないのであって、経費の削減の観点からも、本件支出を正当化できない。

- (4) さらに、前述のとおり、五島産業汽船は、その設立以降、恒常的に赤字でもあって、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体等であるとはいえないし（本件条例第4条ウ）、公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有する団体等であるともいえない（同条エ）。

つまり、五島産業汽船は、指定管理者として指定される前提としての団体としての要件も欠くものであるといわざるを得ない。

- (5) 加えて、指定管理者制度においては、これにより民業を圧迫してはならないという基本的な視座も求められるところ、後記第8で述べるとおり、本件支出は競合事業者の一方に与し、他方事業者の事業を圧迫する関係にあるから、この観点においても指定管理者制度の趣旨に反し指定の要件を満たさないといえる。

- (6) その他、本件支出を正当化し得る事情は見当たらない。

前記第4・2にて述べたとおり、先行支出をめぐる争いにおいて、第一審判

決及び控訴審判決がいずれも先行支出の違法性を否定する際に、先行支出が令和元年度の定期検査分の費用に限るものであることを強調していたのは、本来的にこのような支出が指定管理者制度の趣旨にそぐわないからに他ならないともいえる。

- (7) 以上のとおりであるから、本件支出は指定管理者制度の趣旨及び要件を満たさないものであって違法である。

5 予算に係る議会の議決に関して

新上五島町の議会は、本件支出に先立ち、本件支出に相当する予算を含んだ「令和4年度新上五島町一般会計補正予算（第11号）」について、令和5年1月31日付けにて議決している（甲17）。

もつとも、甲17の議事録のとおり、本件支出により住民サービスが向上するといえるか否か、経費の削減がなされるとはいえるか否かなど、本件支出を正当化する事情の有無についてなんら検討すらなされていないのであって、議会の議決がなされていることは、本件支出を正当化する論拠にはならない。

6 本件変更契約は指定管理者制度の要件を満たさず違法であること

前記3及び4で述べたとおり本件支出は指定管理者制度の要件を満たさない違法なものであり、本件支出をなすために締結した本件変更契約も同様に、指定管理者制度の要件を満たさないものとして違法である。

第7 本件支出は地方自治法232条の2など財務規律に関する定めに反する違法なものである

1 本件支出は地方自治法232条の2に反すること

- (1) 地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」として、普通地方公共団体が「補助」（補助金の支出）をなすにあたっての要件として、これに「公益上の

必要性」があることを要求する。

(2)ア 普通地方公共団体の支出が地方自治法 23 条 2 が適用される「補助」にあたるといえるためには、次の 3 つの要件の充足が必要であると解される。

①相当の反対給付を受けないものであること

②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること

③交付された金銭について使途が特定されるものであること

本件支出については、①③の要件を満たすことは明らかといえ、②の要件を満たすといえるか否かが問題となり得る。

イ 先行支出をめぐる争いにおいて、長崎地方裁判所は、本件契約、本件協定等を踏まえて関係者の位置付けなどを分析した上で、五島産業汽船は定期検査を実施した熊本ドック株式会社との間で定期検査費用の支払義務を負っていることなどから、新上五島町がなした先行支出の相手方は（熊本ドック株式会社ではなく）五島産業汽船であるなどと認定するなどし、結論として先行支出は補助金にあたると判断した（甲 22・27 頁ないし 31 頁。控訴審判決もこの判断を維持している。）。

ウ 新上五島町は、先行支出をめぐる争いにおける裁判所の判断を受け、新上五島町による「びっぐあーす」の定期検査費用等が「補助」にあたるとの評価を避けることを目的として、あえて本件変更契約を締結して本件契約そのものを見直す方策を取ったようである。

しかしながら、そもそも新上五島町が五島産業汽船を指定管理者として指定した際の条件として、五島産業汽船が「びっぐあーす」の定期検査費用等をすべて負担することとされており、かつ、本件支出は指定管理者としての指定の中でなされたものであるから、形式的に形を変えたとしても、一連の経緯を踏まえた実体としてみれば本件支出の相手方は五島産業汽船であるといえる。

つまり、本件支出は、先行支出と同様、補助金に位置付けられる。

エ また、仮に、本件支出が形式的には補助金にあたらないとしても、結局の

ところ、一連の経緯を踏まえた実体としては補助金にあたるのであるから、その要件として、地方自治法232条の2がいうところの「公益上の必要性」が要求されることは変わらない（本件支出には同条が準用されることになる。）。

- (3)ア 上記(2)で述べたとおり、本件支出を補助金と評価しようがしなかろうが、本件支出が適法なものであるというためには、本件支出に「公益上の必要性」があるといえることが必要であるところ、本件支出に「公益上の必要性」は認められない。

その理由について、多角的に説明する。

- イ まず、前記第6・4にて述べたとおり、本件支出によって、住民サービスが向上するものではない。本件支出をなすことによって五島産業汽船の事業が維持されるとしても、新上五島町と長崎間には競合事業者である九州商船による複数の航路が用意されており、九州商船のシェア率は50%を上回っているのであるから、これを維持させる必要性もない。

公金を預かる自治体としては、本件支出をせずとも新上五島町の住民の交通は確保されていることを重視して、本件支出の要否について慎重に検討・判断する必要がある。

本来的に、本件支出をなすことについて公益上の必要性が認められない。

- ウ また、同じく前記第6・4にて述べたとおり、本件支出によって、本件支出によって経費の削減がなされるものでもなく、むしろ「びっぐあーす」の指定管理者の指定の「更新」とあわさることで、いわば永続的に新上五島町が「びっぐあーす」の定期検査費用等を負担することになる。毎年約1億円の支出が続くことが想定されるのである。

上記支出は、年間一般会計予算が176億円台の新上五島町にとって極めて多額のものであり、この1億円があれば多くの行政需要を満たすことができるのであって、行政需要を満たせない結果を生むことは公益上の必要性に反するところでもある。

エ さらに、本件支出は、本件変更契約が締結されたからこそなされたものであるが、同契約が締結される以前においては「びっぐあーす」の定期検査費用等はすべて五島産業汽船が負担することとされていたものである。

あえて本件変更契約を締結しなければ新上五島町が本件支出をなすことにはならず、その必要性もなかったものであって、この意味においても、本件支出について公益上の必要性があったとはいえない。

オ 加えて、本件支出は、先行支出をなす際に説明された「今回限り」との約束を、新上五島町長石田信明が訴訟が確定した直後に反故にしたものである。このような住民を欺く公約違反の本件支出には公益上の必要性は認められない。

カ 後記第8で述べるとおり、二社のいずれもが赤字となる航路の一方に行政が補助金等の公金を援助して、自力で運営する能力のない業者を存続させることは、他方の自力で運営する力を持つ九州商船に対して民業圧迫となるが、競合する2民間業者のうち一方だけを援助して他方を苦境に陥れるのは、行政の中立性に反し不当で不公正な民業圧迫である。

この観点からも、公益上の必要性が否定される。

キ 前述したとおり、谷川議員は、地元の有力議員であり、新上五島町に対して大きな影響力を有しているが、このような谷川議員の深く関与する五島産業汽船には、倒産をしないように援助を与える一方、その競争相手で政治には中立の九州商船には何の援助もしないのは、民主主義を基本とする法治国家である日本の政治社会の根幹的な倫理に反するものであり、このような行為は公益上の必要性を強く否定するものといえる。

このような行為が中央政治や他の自治体でまかり通れば、日本の民主主義は破滅しかねない。

ク 下記2にて述べるとおり、本件支出は地方自治法2条14項に反し、公益上の必要性を欠く。

ケ 下記2にて述べるとおり、本件支出は地方財政法4条2項及び8条にも反し、

公益上の必要性を欠く。

2 本件支出は、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項及び8条にも反すること

- (1) 地方自治法2条14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」として、最小経費原則を定める。

また、地方財政法（昭和23年法律第109号）4条1項も「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」として、最小経費原則を定める。同法8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」として、地方公共団体の財産に関する基本的規律を定める。

- (2) 本件支出は前記1・(3)で説明したとおりの内容であり、このことを踏まえれば、本件支出は、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項及び8条にも反する違法なものでもあるといわざるを得ない（本件支出が「公益上の必要性」を欠くと説明するか、本件支出が地方自治法2条14項、地方財政法4条1項及び8条に反すると説明するかは、争いの土俵ないし説明の仕方の問題に過ぎない。）。

議会の議決によって本件支出が正当化されるものではないことについては、前記第6・5にて述べたところと同様である。

- (3) なお、先行支出における争いをみるに、被告は、地方財政法8条において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し」なければならないと定められていることをもって、新上五島町においてその所有船舶である「びっぐあーす」の定期検査費用等を負担する根拠の一つにしようと試みることも想定されるが、そもそも同条の主眼は行政の財産を「最も効率的に」運用することを求めていることにあるのであって、条文を部分的にかいつまんだ主張は

法的に正しいものではない。

「地方公共団体の財産」である「びっぐあーす」を「最も効率的に」運用する方法は、端的に言えばこれを売却する方法（あるいは、新上五島町自身がこれを運用して利用料を取る方法も一応は考えられる。）であって、少なくとも指定管理者として五島産業汽船を指定した上で同社に利用料を収受させる一方、新上五島町が定期検査費用等をすべて負担する方法ではない。

第8 本件支出及び本件変更契約は平等原則に反する違法なものである

1 行政は競合事業者を平等に取り扱う必要があること

- (1) 行政は、すべての国民（個人・法人）を平等に取り扱わなければならない。

この平等原則は、憲法14条1項に由来する、行政運営における核心的な基本原則である。行政において、国民を不平等に取扱い、その不平等な取扱いの合理性を説明できなければ、当該取扱いは違法（違憲）の評価を受ける。

- (2) また、本件支出は指定管理者制度の中においてなされているものである。

前述のとおり、指定管理者制度においては、これにより民業を圧迫してはならないという基本的視座が求められるところ、本件では、この文脈において、より厳格に、平等原則違反の検討が必要となる。

- (3) さらに、公金支出について、その適正さをテストする中核的基準は「平等原則」であり、特に配慮すべきは競業者（競合事業者）の権利・利益であるとも指摘される（補助金の文脈にてこのことを明示的に述べるものとして、園部逸夫編『実務・自治体財務の焦点④ 住民訴訟』（ぎょうせい、1989年）238頁以下。甲35）。

- (4) 本件支出の適法性については、平等原則の観点からの厳格な検討が必要である。

2 本件支出及び本件変更契約は平等原則に反すること

- (1) 繰返し述べてきたとおり、新上五島町と長崎間の航路において、五島産業汽

船と九州商船の二者が競合する状態にある。ここでは、二者のみの競合関係であるという事情も重要な意味をもつ。

- (2) 新上五島町は、五島産業汽船を「びっぐあーす」の指定管理者に、九州商船を「びっぐあーす2号」の指定管理者にそれぞれ指定し、本件変更契約の提案（今後、各船舶の定期検査費用等を新上五島町が負担する旨の提案）は両者に対してなされている。形式的には、両者を平等に取り扱っているようにもみえる。

しかしながら、本件変更契約においては、新上五島町が定期検査費用等を負担するにあたり「傭船者が借入れをし、又は出資を受けることなく検査修繕費用の全部を負担することができる場合を除く。」との条件が設けられているところ、九州商船は国庫補助航路を運航していたため、九州商船が指定管理者の地位にある「びっぐあーす2号」の定期検査費用等について新上五島町が負担することはない。

新上五島町はこのことを分かりながら、形式的に両者を平等に取り扱う体裁を取り繕っているものである。

九州商船は、この新上五島町の不公平・不正義な行政運営のあり方を問題視し、新上五島町が提示する本件変更契約には応じてはいない。

- (3) 新上五島町が、本件変更契約及びこれに基づく本件支出をなす結果、五島産業汽船の事業が維持されることになるが、これにより、企業努力を続けている九州商船の事業は圧迫を受け続けることになる。離島航路においては、競合事業とすることは事業それ自体の赤字化を不可避免的に招くという特質があるところ、一方に殊更に与して競合状態を維持すること自体、行政としてなすべきことではない。

- (4) 本件変更契約の締結及びこれに基づく本件支出は、競合事業者を不平等に取り扱うものであり、この不平等な取扱いについて合理性もないのであって、これらは平等原則に反するものとして違法（違憲）である。

第9 被告は石田信明に対し損害賠償請求を行う必要があること

新上五島町長石田信明は、本件支出をなすことは違法であるにもかかわらず、これを行い、新上五島町に対して、本件支出に相当する5994万5645円の損害を発生させた。

新上五島町は石田信明に対して、上記損害額について損害賠償請求権を有しており、これを行行使しなければならない。

第10 住民監査請求とその結果

原告ら8名のうち原告深浦慎吾を除く7名は令和5年6月30日付けにて、原告原告深浦慎吾は同年7月3日付けにて、それぞれ本件支出について住民監査請求を行った（両事件は併合された。原告らの住民監査請求における主張は、本訴状における主張と、ほぼ同様である。）。

新上五島町監査委員は、令和5年8月3日付けにて、「監査を実施しないこととした」として、原告らに対してこのことを通知した（通知書の受領日：同月6日。甲36）。

第11 さいごに

本件変更契約の締結及びこれに基づく本件支出は、五島産業汽船の指定管理者としての指定の「更新」とあわさることで、いわば永続的に新上五島町が「びっぐあーす」の定期検査費用等を負担することになる。ここで歯止めをかけなければ、新上五島町の市民に多大な負担が生じ続けることになる。有力な政治家が関与する案件であり、自治体の自浄作用も期待できない。

また、先行訴訟において、新上五島町側は、先行支出が一回限りのものであることを強調して主張し、裁判所もこの主張を取り入れた判断をした。前言を翻して、再び本件支出をなしたことは、住民を欺くものであるとともに、前裁判に勝訴したことにより強慢になり、自ら公約していたことさえ反故にするものであり、行政の立場、責任を全く放擲するものといえる。

司法が正しい判断をなすことを期待する。

以 上

附属書類

1	訴状副本	1 通
2	証拠（甲第 1 号証ないし甲第 3 6 号証）	各 2 通
3	訴訟委任状	計 8 通
4	資格証明書	1 通